

公 告

支庁官第48号
令和8年6月11日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E20024	地下機械室内蒸気配管部品交換等	仕様書のとおり	1式	自衛隊サイバー防衛隊	令和9年3月19日

- 2 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 3 入札日時 令和8年7月13日(月) 10:00
- 4 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 5 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年度から9年度全庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 6 入札方法 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 保証金 入札保証金 免 除
契約保証金 免 除
- 8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 9 契約書の作成 作成する。
- 10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
- 11 その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、 令和8年7月12日(日) 17:00 を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年7月6日(月) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全庁統一資格)の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。 (見積書提出先)
令和8年6月26日(金) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: ijyamato@ext.is.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7) 入札説明会は実施しない。
(8) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、
履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者としな
い場合がある。
(9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- 12 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)
TEL: 03-3268-3111(内線30249) FAX: 03-5269-3282 森根: ijmorine@ext.is.mod.go.jp

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と1回目・2回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、1回目・2回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4 入札の回数

入札は、原則2回まで行い、2回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

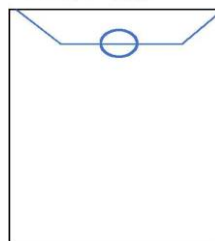
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

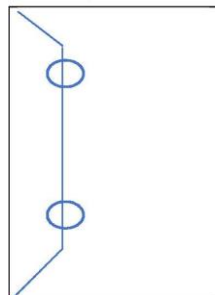
公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 2回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛 「入札書在中」

又は

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目

統合幕僚監部仕様書		
件名	仕様書番号	J S O - 2 6 - 8 1 6 9
地下機械室内蒸気配管部品交換等	作成年月日	令和8年5月29日
	改正年月日	—
	作成部隊等	自衛隊サイバー防衛隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊サイバー防衛隊において実施する地下機械室内蒸気配管部品交換等（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

2 所在地及び作業場所

2.1 所在地

東京都新宿区市谷本村町5-1

2.2 作業場所

防衛省市ヶ谷地区庁舎A棟地下

3 役務に対する要求

3.1 役務に関する統制

契約相手方は、本役務の実施においては、監督官の統制を受けるものとする。

3.2 役務の範囲

a) 役務内容は、地下機械室内蒸気配管構成品の部品交換、追加及び整備を行うものとする。交換部品、追加部品及び整備の数量は表1のとおり。

表1—交換部品、追加部品及び整備の数量

番号	部品名	数量	備考
①	玉形弁 16K150A	1 E A	交換
②	玉形弁 16K100A	1 E A	交換
③	玉形弁 16K100A	1 E A	追加
④	玉形弁 16K50A	1 E A	交換
⑤	玉形弁 16K25A	1 E A	追加
⑥	仕切弁 10K250A	1 E A	交換
⑦	玉形弁 10K150A	1 E A	交換
⑧	玉形弁 10K80A	1 E A	交換
⑨	フランジ形ストレーナ 10K150A	1 E A	交換
⑩	フランジ形ストレーナ 16K100A	1 E A	交換
	圧力配管用炭素鋼鋼管 Sch40 25A	2 m	交換
	圧力配管用炭素鋼鋼管 Sch40 100A	2 m	交換
	保温ジャケット	8箇所	交換
	継手類	1式	交換及び追加
	熱交換器 A・HE-1, A・HE-2	2基	整備

表1—交換部品、追加部品及び整備の数量（続き）

番号	部品名	数量	備考
⑪	減圧弁 40A ベンR P-6	1式	整備
⑫	減圧弁 65A ベンR P-6	1式	整備
⑬	安全弁 ベンS L44-G3 40A	1EA	交換
⑭	安全弁 ベンS L44-G3 50A	1EA	交換
	圧力配管用炭素鋼鋼管 Sch40 20A	0.3m	交換
	圧力配管用炭素鋼鋼管 Sch40 25A	0.9m	交換
	圧力配管用炭素鋼鋼管 Sch40 50A	5.6m	交換
⑮	仕切弁 青銅 10K50A	1EA	交換
⑯	仕切弁 青銅 10K25A	1EA	交換
⑰	仕切弁 青銅 10K20A	1EA	交換
	継手類（チーズ及びプラグ含む。）	1式	交換

※ 既存部品の細部の構成は別図1、別図2及び別図3参照

- b) 当初、表1に示す部品を交換、追加及び整備すること。この際、表2に示す部品については、パッキンにアスベストを含有するとみなして、関係法令に基づきアスベスト処理を行うこと。

表2—アスベスト含有みなし機器及び数量

対象機器	アスベスト含有みなし機器	数量	備考
蒸気玉形弁 蒸気仕切弁	玉形弁 16K150A	1式	蒸気主管系統
	玉形弁 16K100A	1式	
	玉形弁 16K50A	1式	
	仕切弁 10K250A	1式	
	玉形弁 10K150A	1式	
	玉形弁 10K80A	1式	
ストレーナ	フランジ型ストレーナ 16K100A	1式	
	フランジ型ストレーナ 10K150A	1式	
安全弁	安全弁 ベンS L44-G3 40A	1式	ボイラ室蒸気配管
	安全弁 ベンS L44-G3 50A	1式	
給水仕切弁	仕切弁 10K50A	1式	ボイラ給水系統

※ 含有みなし機器細部については別図4参照

- c) 部品交換、追加及び整備終了後、作動及び通気試験を行い、蒸気等の漏れの無いことを確認し、蒸気バルブ及びY型ストレーナに保温ジャケットを装着すること。

3.3 作業工程表

- a) 契約相手方は、立入申請の承認を受け次第、速やかに現地調査を実施して作業工程表を作成し、監督官の承認を受けること。
b) 契約相手方は、承認された作業工程表に基づき、作業を実施すること。

3.4 作業報告書

契約相手方は作業実施日毎、作業報告書を作成し監督官に提出するものとする。様式については任意とし、監督官の承認を得る。

3.5 役務に関する事項

- a) 本役務の実施要領については、本仕様書に基づき実施するほか、法令等の定める作業方法を遵守し、実施すること。

- b) 本役務に必要な工具、計測器具等の機材及び消耗部品、雑材料、油脂類等については、契約相手方の負担とするほか、安全管理及び危険防止に必要な資材等についても契約相手方の負担にて用意すること。
- c) 本役務に関連の無い区域及び室への立入りは、禁止する。
- d) 本役務を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。なお万一、職員及び部外者等に危害を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡するとともに、契約相手方の責任において補償を行うこと。
- e) 本役務を実施する者は、業務に関して十分な経験を有した者が実施するものとする。なお、法令等の規定により、有資格者による実施が義務付けられている場合は、当該資格保有者が行うものとする。
- f) 本役務実施に伴い発生した発生材等については、契約相手方の責任において適法に処理を行い、産業廃棄物管理票及び石綿含有廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写しを提出すること。
- g) 本役務を実施する際に施設及び機器等に損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡するとともに、契約相手方の責任において、原状に復旧するものとする。
- h) 本仕様書に規定の無い事項で、技術上当然すべき事項については、契約相手方の責任において実施するものとする。
- i) 施工写真は、施工前、中、後を撮影するほか、仕上材等の施工により隠蔽となる部分及び材料搬入状況（※数量及び規格等が判別可能なもの）、監督官が指定する部分等の実施状況を撮影し、関係書類と共に検査前までに監督官へ提出すること。
 なお、デジタルカメラを使用する場合は、有効画素数500万画素以上、プリンタについては、解像度300dpi以上の物を使用し、画像が識別できるようカラー印刷して提出すること。この際、データの提出については要しない。
- j) 作業時間は、08時30分から16時30分を基準とする。

4 監督及び検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官（以下、「支担当」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

5 その他事項

5.1 提出書類

契約相手方は、表3に示す書類を提出するものとする。なお、細部は、監督官との調整により作成、提出すること。

表3—提出書類

No.	提出書類名称	部数	提出時期	備考
1	作業工程表	1部	現地調査後	
2	作業報告書	1部	作業完了後	作業実施日毎に作成
3	施工写真	1部	検査前までに	
4	産業廃棄物管理票	1部	入手後、速やかに	E票（写し）
5	石綿含有廃棄物管理票	1部	入手後、速やかに	E票（写し）

5.2 立入制限された区画への立入り

この契約の履行に当たり立入制限された区画に入る場合は、個人ごとに許可が必要となるとともに個人によっては許可を得るまで長期間を要するため、契約相手方は、立入申請要領について確認し、速やかに当該箇所に入り込む人員全員について所要の立入申請を行い、実際に立ち入る期日までに許可を得るもののほか、官側の指示に従うものとする。

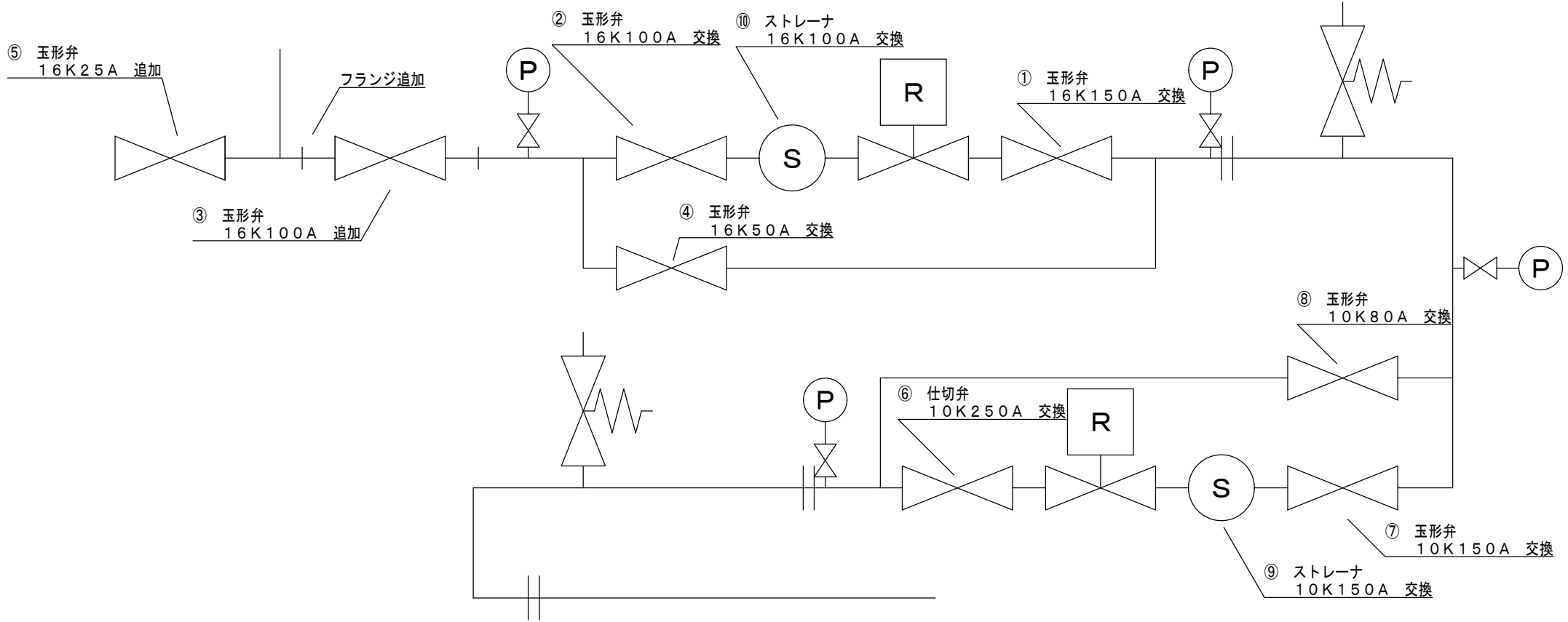
5.3 官側における支援

契約相手方は、次の事項について、官側の支援を必要とする場合には、事前に官側と協議の上、無償で官側の支援を受けることができるものとする。

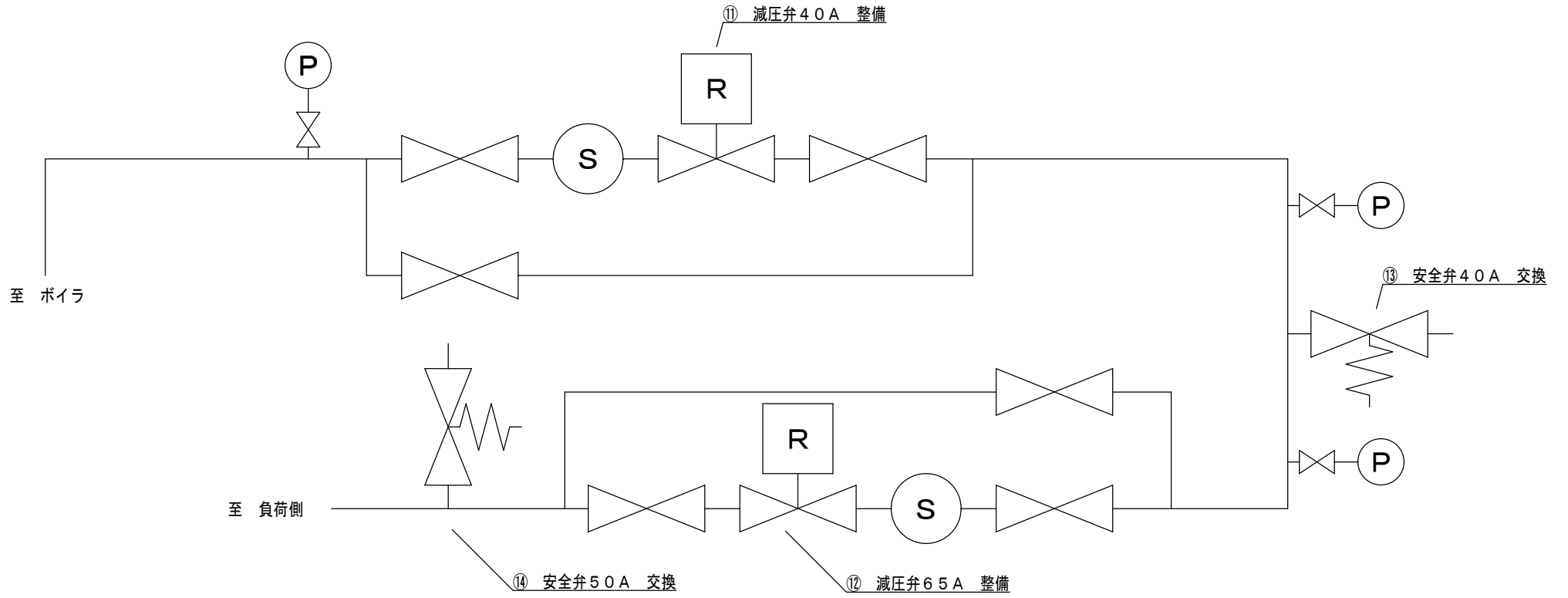
- a) 駐屯地における施設の利用
- b) 協議の上、官側が必要と認めた事項

5.4 仕様書の疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、支担当と協議するものとする。



玉形弁・ストレーナ等



ボイラ減圧弁・安全弁等

2.0 A 配管長さ	210
2.5 A 配管長さ	810
5.0 A 配管長さ	5560

